

中部大学第一高等学校情報科学学習指導案

令和4年4月26日(火)
第6校時
第1学年GH組

1 単元名

「情報社会の法規と権利」

2 単元の目標

- (1) 知的財産権について理解する。
- (2) 他人の著作物を適切に利用したり、自分の著作物を公開したりする方法を理解する。
- (3) 他教科で知的財産を取り扱うときの仕組みと法規を理解する。
- (4) 世界知的所有権機関(WIPO)制定の4/26「世界知的財産の日」に合わせ、ユネスコスクールの教育活動の一環として国際デーについて理解する。

3 単元の評価規準

	知識・技能	思考力・判断力・表現力等	学びに向かう力・人間性等
観点別評価基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権の概要について理解し、産業や文化の発展との関係を理解している。 ・ 著作者および伝達者の権利についての法やルールについて理解している。 ・ 著作権の例外規定や著作物の利用条件に従って、著作物を適切に利用する技能を身に付けている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目的を達成するため、著作物を法にしたがって適切に利用して創作活動を行うことができる。 ・ 個人あるいはグループで創作した著作物の公開について検討し、他者が利用できるように条件を付けて公開することができる。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 著作権の例外規定や著作物の利用条件に従って、著作物を全体的に利用しようとしている。 ・ 自他のプライバシーや肖像の権利を尊重する態度をもっている。 ・ 意見の違いや立場の違いを理解し、場面に応じて適切な対応をすることができる。
ESDの評価要素	<ul style="list-style-type: none"> ・ 持続可能なライフスタイルの実践 ・ 情報収集・選択・活用力 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 論理的思考力 ・ 批判的思考力 ・ 発信力（言語化力・プレゼンテーション能力） 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 協働性（傾聴力・柔軟性・合意形成と協力）

4 指導観

(1) 単元観

ICT機器が普及する中、手軽に著作物を扱える時代ということを考慮しつつ指導を行う。また、ICT機器の中の話だけではなく、自作した音楽や絵画の著作権や小説の引用など他教科で関わりを持つ著作物にも触れたい。

(2) 生徒観

ICT機器の操作にはよく慣れているが、それに関する法規や社会規範に対する知識は乏しい。具体例を挙げることによって理解が深まることが多いため、法規に関する事例や他教科との連携に重きを置きたい。

5 指導に当たって

(1) ICT機器を利用してSNSや動画投稿サイトに誰もがアクセスでき、著作物を扱える情報社会のメリットとデメリットを生徒に考えさせる。次の社会ではどのような事柄が問題点となりそうか、情報社会の次の社会を見据えた着眼点を持たせる。

(2) 副教材を利用し、具体的なケースと関連する法規を結びつける。判例によっては曖昧なケースも多いため、決め手となったポイントを押さえる。授業で著作物を扱う際は比較的例外が多いため、他教科で扱うような著作物について授業外で扱う際の留意点にも触れる。

6 本時

(1) 本時の目標

情報社会での知的財産の扱いと法規を理解する。また、知的財産を情報科だけでなく、他教科でも授業内外で利用するときの留意点を理解する。世界知的所有権機関(WIPO)制定、4/26「世界知的財産の日」の意義について考え、国際デーについて理解を深める。合わせてユネスコスクールの教育活動の一環として、国際デーについての興味関心を高める。

(2) 本時の展開

時間	○学習内容 ・ 学習活動	・ 指導上の留意点	■ 評価規準 (評価方法)
導入 (10分)	○知的財産権についての復習 ・ 副教材「ケーススタディ情報モラル」の「著作権①」、「著作権②」にて法規の復習を行う。	・ 前時に触れた権利を思い出し、実例と法規の結びつきを理解させる。 ・ 実例のどのような部分が法規に触れてしまっているか確認する。	■ 知的財産権の概要について理解し、産業や文化の発展との関係を理解している。(情報) ■ 著作者および伝達者の権利についての法やルールについて理解している。(情報)
展開 (30分)	○情報の利用と公開～プライバシーの保護 ・ 教科書「最新情報Ⅰ」の「情報の利用と公開」～「個人情報の保護と管理」までの用語と実例について理解する。 ・ 副教材「最新情報Ⅰ学習ノート」で用語のまとめを行う。 ○実際の判例 ・ インスタグラムのストーリー投稿を転載して起こった裁判を例に挙げ、どのような点が争点になったのか確認する。 ・ リツイートで著作権が侵害されたとする裁判の例で、ディスカッションを行う。	・ p14の例題を活用し、校内での活動で著作物が例外的に利用できる場合と、許諾を得なければならない場合を確認する。 ・ 他教科で触れる著作物についても例を挙げ、考えさせる。(例：JASRACと契約を結んでいるSNSと結んでいないSNSでの音楽使用の法規) ・ 裁判でどちらが有利になったのか、その理由も踏まえて考えさせる。 ・ どの権利が争点になっているのか、学んだ用語を踏まえて理解を促す。	■ 個人あるいはグループで創作した著作物の公開について検討し、他者が利用できるように条件を付けて公開することができる。(情報) ■ 自他のプライバシーや肖像の権利を尊重する態度をもっている。(情報) ■ 著作権の例外規定や著作物の利用条件に従って、著作物を適切に利用する技能を身に付けている。 ■ 意見の違いや立場の違いを理解し、場面に応じて適切な対応をすることができる。(ESD)
まとめ (10分)	○4/26「世界知的財産の日」 ・ 国際デーである、世界知的所有権機関(WIPO)が制定した「世界知的財産の日」について考え、本単元との関連を理解する。	・ 制定された経緯や、世界知的所有機関(WIPO)が行っている活動について確認する。 ・ ほかの国際デーについても調べてみるよう投げかけ、国際デーへの理解を深める。	■ 様々な社会問題への関心を持っており、自らが世界を担う人材であることを自覚している。(ESD)

ESD&ICT 授業レポート

授業教材： 最新情報 I

科目名： 情報 I

授業風景：

クラス： 1GA,1GB,1GC,1GD,1GG,1GH

ESD資質能力*： 1-3 情報収集・選択・活用力

授業担当者：

2-4 論理的思考力

SDGs：

2-5 批判的思考力



(1)実践概要 (2)授業展開 (3)ツール・アプリ (4)横断教科 (5)その他

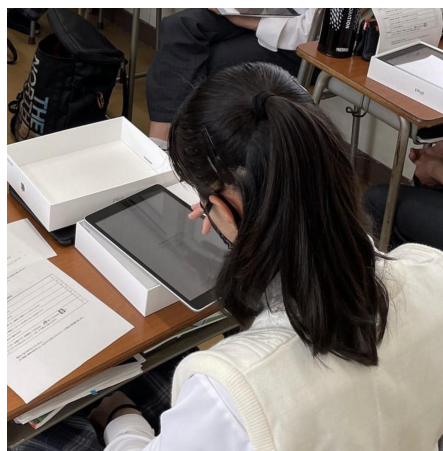
情報 I ×世界知的財産の日

- (1) WIPOが制定する、4/26「世界知的財産の日」に合わせ、知的財産に関して学ぶ。
- (2) ①知的財産の法的な取り扱いについて、教科書を用いて説明をする。
 - ②いくつか例を挙げ、著作権侵害に当たるかどうかのケーススタディを行う。
 - ③実際に行われた裁判の判例を挙げ、判決結果を知らせずディスカッションを行う。
 - ④判決結果を踏まえ、これまでに学んだ用語を復習する。
 - ⑤「世界知的財産の日」に触れ、制定された経緯やWIPOの活動、国際デーについて理解を深める。
- (3) 1年生がiPad配布前であったため、教員のiPad(ロイロノート)、電子黒板を用いて授業展開した。
- (4) 今回の授業展開では情報 I +音楽 I をメインとした。
 - (2) ②の例では、情報 I +国語・地歴公民・理科とケースに合わせて関連付けて学習をした。
- (5) ①iPad配布前に法規や権利について、深く学習することは非常に重要だと感じた。
 - ②著作物の取り扱いは学校内では例外のケースが多く、卒業後を見据えた授業展開が必要。

情報 I ×世界情報社会・電気通信日

- (1) ITUが制定する、5/17「世界情報社会・電気通信日」に合わせ、iPadの配布を行い、デジタル・ディバイドについて学ぶ。
- (2) ①iPad配布前に、これまでの授業で学んだICT機器取り扱いのルールをおさらいする。
 - ②1人ずつ手渡しでiPadを配布し、スライドで説明しながらセットアップを行う。
 - ③「世界情報社会・電気通信日」に触れ、デジタル・ディバイドについて説明する。
 - ④世界情報社会サミットの基本宣言を踏まえ、デジタル・ディバイドの解消に向けて考えを深める。
- (3) Googleスライド
- (4) 情報 I +地歴公民
- (5) ①作業的になりやすいiPad配布を、より学びを深める時間にすることができた。
 - ②1人1台iPadを使用して授業を受けられることの貴重さを理解することができた。

情報 I ×世界知的財産の日



情報 I ×世界情報社会・電気通信日

*

知識・技能

- 1-1 持続可能性/SDGsに関する知識・理解・スキル習得
- 1-2 持続可能なライフスタイルの実践
- 1-3 情報収集・選択・活用力

思考力・判断力・表現力

- 2-4 論理的思考力
- 2-5 批判的思考力
- 2-6 創造力(応用力・企画力)
- 2-7 発信力(言語化力・プレゼンテーション能力)

学びに向かう力・人間性

- 3-8 行動力(主体性・課題発見能力・責任感・リーダーシップ)
- 3-9 協働性(傾聴力・柔軟性・合意形成と協力)
- 3-10 多様性と共生の尊重